

## 予算決算委員会会議録

### 1. 開催年月日

令和3年12月17日 開会 10時00分 閉会 13時37分

### 2. 開催場所

全員協議会室

### 3. 出席委員名

沖久教人	三宅孝之	原田敬久	多賀信祥
柳原英子	山下憲雄	細羽敏彦	西村慎次郎
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	上野安是	西田久志	宮地俊則
佐藤豊			

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 大滝文則

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	総合政策部長	安東慎吾
総務部長	藤原雅彦	市民生活部長	井口勝志
健康福祉部長	佐藤和也	建設経済部長	岡本健治
水道部長	飛田圭三	病院事務部長	一安直人
総合政策部次長	西村直樹	総務部次長	久安伸明
市民生活部次長	藤井清志	芳井支所長	今井保文
健康福祉部次長	沖津幸弘	健康福祉部参与	三宅早苗
建設経済部次長	田中大三	水道部次長	土屋光史
企画振興課長	岩本展到	危機管理課長	金政吉伸
財政課長	片井啓介	市民活動推進課長	毛利恵子
環境企画課長	朝原博幸	美星支所長	藤井義信
子育て支援課長	岡崎祐一	介護保険課長	中新純史
病院総務課長	松山昌史	観光交流課長	小谷拓也
農林課長	中山浩一	建設課長	曾根剛
都市施設課長	田口政之	上水道課長	津組勇一郎

企画振興課長補佐	片山直紀	総務課長補佐	伊藤圭史
市民課長補佐	岩本陽子	福祉課長補佐	藤田昌巳
上水道課長補佐	柳本兼志	建設課主幹	森川正康
教育長	伊藤祐二郎	教育次長	唐木英規
学校教育課長	平木康晴		

(3) 事務局職員

事務局長 和田広志 主幹 藤井隆史

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 2名

7. 発言の概要

**委員長(佐藤 豊君)** 皆さんおはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

**副市長(猪原慎太郎君)** 皆さんおはようございます。

12月も中旬、もう下旬を迎えようとしております。今年も残り僅かとなっております。年の瀬ということで何かと慌たしい時期を迎えております。また、明日、あさっては予報によりますと今年一番の冷え込みということが言われておりますので、くれぐれもお体にはご自愛いただきたいと思っております。

今、国のほうで補正予算が審議をされております。総額約36兆円という巨額な補正予算でございます。衆議院を通過しまして、昨日から参議院の予算委員会ということでございます。4つの柱というふうに言われておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、これが1点目、ウイズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、これが2点目でございます。3点目としまして、未来社会を切り開く新しい資本主義の起動、最後4つ目が防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保といったこと、以上4つの柱と言われております。通称16か月予算といったことも言われているところであります。

その中で一番気になっているところといたしましては、新型コロナウイルスの感染防止策、また経済対策に使うことができます地方創生臨時交付金の動向であります。総額で6兆8,000億円と言われておりまして、そのうち地方単独分が1兆2,000億円と言われております。昨年の補正のときも1兆2,000億円と言われておりまして、そのときは井原市への配分が約3億円ございました。しかしながら、今回は県への配分が主で、市町村への配分は今までよりは少ないんじゃないかというふうに見込んでいるところであります。しかしながら、今後国の動向

をしっかりと注視しながら、井原市として何をやるべきなのか、すべきなのかということをしかりと慎重に検討していきたいと思っているところであります。

本日は、予算決算委員会を開催いただきました。皆様方におかれましては、何かとご多用の折お繰り合わせご出席をいただきました。誠にありがとうございます。

この委員会に付託されております案件であります。一般会計をはじめ7会計の補正予算でございます。皆様方には慎重にご審議いただきたいと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

〈議長挨拶〉

〈議案第57号 令和3年度井原市一般会計補正予算（第8号）〉

〈歳入全般〉

〈なし〉

〈歳出全般〉

委員長（佐藤 豊君） 初めに、執行部より発言の申し出がありますので許可いたします。

総務部長（藤原雅彦君） 歳出につきましては本会議と同様、人件費につきましては説明を省略させていただきますのでご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長（佐藤 豊君） 説明のとおり審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

〈第10款 議会費〉

〈なし〉

〈第15款 総務費〉

委員（柳井一徳君） 地域創生費の負担金補助及び交付金の分譲宅地開発助成金についてお伺いをいたします。

これは何区画を予定されておられるんですか。

企画振興課長（岩本展到君） 令和3年度の、このたび補助金の申請の出ている区画数を申し

上げます。

全部で6つの申請が出ておりますが、合計で27区画でございます。

**委員（柳井一徳君）** 27区画ということですが、当初予算では多分1,000万円が計上してあったと思うんですが、合わせて約2,000万円に上るわけですが、当初予算分での申請も同じぐらいの金額ですので、27区画ぐらいはあったんでしょうか。合計が50区画を超えるという認識でよろしいでしょうか。

**企画振興課長（岩本展到君）** 先ほど私が申し上げた27区画というのは、今年度全てで27区画ということでありまして、当初予算では10区画1,000万円を見込んで組んでおりました。その後、今年度申請を受け付けていく過程の中で、全部で27区画分の申請が出て、今年度末までに1,929万6,000円の見込みが立ったので、このたび足りないところの929万6,000円を補正予算化したというものでございます。

**委員（柳井一徳君）** 27区画が今年度での認定申請をしたという理解でよろしいんでしょうか。この認定申請が出てきて、追加で補正を組まなければならなくなったという理解でよろしいでしょうか。

**企画振興課長（岩本展到君）** そのとおりでございます。

**委員（柳井一徳君）** このたびのホテル事業での認定申請ということ、これは手順が違うように思えてならないんですけれども、これは整合性がどういうふうになるのか。同じような流れで開発助成金も認定申請を出し、認定後にということで助成金を今回上げられるということですか。補正を組んで。

**委員長（佐藤 豊君）** 質問の趣旨が分からなければ、もう一度柳井委員に質問してもらって、正しい答弁をお願いします。

**委員（柳井一徳君）** この流れというのは、業者から認定してくださいという申請をするわけですね。それを認定して助成金として使っていくわけですね。そのための補正予算を今回組んだわけですね、27区画分。例えばこれは、もう工事が決定している。決定したから認定しているわけですね。これから開発していくので、助成金をお願いできますかという申請になるわけですね。そこら辺のところ不透明というか分からないので、説明をしていただければありがたいです。

**企画振興課長（岩本展到君）** 今申し上げた27区画については、まず申請をいただきます。申請いただいたものが要綱に合致していれば認定をします。今年度末までに完了の見込みもあるということで、今年度末までに予算を支出しないとけないというものが全部で1,929万6,000円出てきたので、その足りない部分をこのたび補正させてもらったというものでございます。

**委員（柳井一徳君）** 今年度末までに必ず住宅地として開発を済ませるという確定が見込まれたということですよね。分かりました。

**委員（宮地俊則君）** 同じところなんですけど、負担金補助及び交付金のいばらぐらし住宅新築等補助金。説明資料のほうに事業費の内訳で、当初予算が5,500万円ということで、この補助は上限が、市内事業者であると100万円、市外ですと50万円ということです。仮に全部市内事業者としたら55戸分に該当するんじゃないかなと思います。この補正予算が200万円ですよ。もしこれが市内事業者で建てるとなると2戸分、市外事業者でも4戸と、まだ年度末まで四半期あるんですが大変少ないように思うんですが、年度末までこの200万円の補助金で足りるのかなという思いから、現在までの申請数と交付状況をお知らせ願えますか。

**企画振興課長（岩本展到君）** おっしゃるとおりで、今年度当初の見込みの件数は全部で90件を見込んでの予算立てをしております。内訳は市内が20件、市外が70件の5,500万円を見込んでのスタートをしておいたわけなんですけど、実際、今申請等を受け付けている中で、現在までに出ております申請が96件。内訳を申し上げますと、市内が18件、市外が78件で、これに対しての補助金を年度末までに支払う予定が5,700万円ということで、当初予算からいうと200万円不足したのでこのたび補正予算をさせてもらっておりまして、これについても今年度末までに完成するものについてが以上でありまして、これから年度末までに完成するんだというような趣旨の申請が出てくれば、宮地委員さんが言われるようにまたさらに不足する可能性があるんで、そういった場合はさらに次の議会で補正予算をお願いするような手続になってこようかと思いますが、今のところ年度末までに支払いをしないといけないような内容の補助金はあと200万円あれば足りるということで、このような補正予算となっております。

〈なし〉

## 〈第20款 民生費〉

**委員（西村慎次郎君）** 28、29ページの委託料のシステム改修業務委託料についてお伺いするんですが、これについて補正予算説明資料とかには記載がないんですが、この費用の内訳とこののを教えていただけますか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** システム改修業務委託料820万円の内訳についてのお尋ねでございます。

内訳としましては、児童手当の制度改正に伴いますシステムの製品が176万円、それからその導入の支援費用といたしましてSEの費用が570万円、それぞれ消費税がありまして820

万円というものでございます。

**委員（西村慎次郎君）** 金額の妥当性については、どういうふうの評価されて妥当だという判断をされていますか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 業務の内容の見積りをいただきまして、その中に作業の項目等がございます。それにかかる日数というようなことで、これぐらいはかかるのであろうということ判断しております。

**委員（西村慎次郎君）** S Eの作業費という、多分法改正なのでパッケージを導入されていると思うので、業者のほうで修正されて、実際には176万円のシステムが入ってきて、現地ではそのパッケージをシステムへインストールして、テストをして本番移行するという単純な作業のように感じるんですけど、570万円がなぜ要るのかなというふうに感じてしまうんです。570万円必要だという、その辺をどういうふうの評価されていらっしゃるのでしょうか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 現地での作業がインストールとかテストとかというようなこととお考えになられているんですけども、これ以外にも改修の全体の計画を立てていただき、その説明を私たちにさせていただいたりとかというような部分、直接システムではない部分もやはり人件費として見積りの中には入っておりますし、それは必要な部分かなと思います。インストールやテスト以外にも、本当にその画面で作業をするときの立会いとかというものもございますし、私たちがシステムを導入、運営していく上でのマニュアル等の作成、またその説明というようなものも入っておりますので、こうした金額になってくるものかなというふうに思っております。

**委員（西村慎次郎君）** 570万円ぐらいだと、工数的には多分5人月とか、1人の人間がやったとすると5か月ぐらいかかるとか、そういう工数ぐらいに見えるんですけど、単価が分からないと分からないんですけど、今回の法改正というのは基本的にはパッケージなんで、要は井原市にしか入っていないシステムではなくて多数の市町に入っていて、井原市独自にそれだけの工数がかかるとは思えない。先ほど言われた全体的なスケジュールだったり改修内容だったりというドキュメント類というのは他の市町と共有できると思っているんですけど、非常に高いなという感じがしているんです。570万円の中のどこにその費用がかかっているのかなという、何項目か作業がある中で、どこにそこへかかっているのかなという気がするんです。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** どこに費用がかかっているかということなんですけれども、先ほど西村委員さんがおっしゃられた部分の作業はもちろんございますし、先ほど申し上げたこともございます。それから、パッケージの部分で言いますと、製品が丸ごとそのままというところもあると思いますけれども、井原市の今入れているものに合うように合わせていく部分の費用もあると思います。それから、適用作業、検証作業というものがございます。それから、稼働後

の立会いということ。それから、導入に当たっての操作研修というようなところも費用の中に入っております。

主なものはそうしたものでございまして、全部で延べ114日の日数というようなことで見積りをいただいております。

**委員（西村慎次郎君）** こういったシステムの導入とか改修をするときの金額については、多分土木関係とかだと市のほうで積算ということをして発注されるんだと思っておりますけど、多分システムというのはなかなか積算できなくて、改修であれば1社による随意契約になって、その金額が妥当かどうかというのは、もう言い値で契約せざるを得ない状況もあるんだと思うんですけど、そのあたりを担当課だけでチェックされているのか、総務課の情報化推進係とか専門的に管理されている部署でチェックされているのか、そのあたりはどういうチェック体制ですか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 担当課のほうでチェックもいたしますし、庁内では情報の担当のほうにも見させまして点検はしております。私どものほうでできるところというのもやはり限界があると思うので、そうした作業の内容という点については私たちのところでチェックはできるんですけども、金額のところについては情報部門の協力も得ながら事務を進めておるところでございます。

**委員（西村慎次郎君）** 他市と比較はされていますか。他市もこれぐらいかかっていますか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 近隣の市町へ尋ねてみたりはしております。ただ、入れておられるそれぞれの市町の基のシステムに違いがあると思いますので、一概に単純な比較はできないのかなと思っています。

**委員（西村慎次郎君）** 同じぐらいですか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 県内では、大きいところで岡山市では約1,500万円、倉敷市では約600万円、井原市で導入している基のシステムと同じ会社のシステムを使われているところにも尋ねてみたんですけども、それは県内ではないところだったんですけども、そこは約1,000万円というようなことを聞かれているというふうに把握をしております。

**委員（西村慎次郎君）** 導入費用と変わらないぐらいかかっているのかなという感じがしてならないんです。導入費用はもう少し高いのかもしれないけど。その辺のチェックというか、しっかり評価されないと、実際に実績チェックというのはされていますか。パッケージなんで、持ち帰り作業ではなくて、現地作業がほとんどでこの114日だと思っておりますけど、本当に114日かかったかというチェック、実績の管理はされていますか。

**子育て支援課長（岡崎祐一君）** 業者のほうから作業の報告というのは随時いただいておりますし、市役所へ訪れてしていただく作業のときには少なくとも確認はし、打合わせもしながらすることにこれからもなると思います。データを持ち帰っての作業というのはないと思うんですけど

れども、準備的なところというのもやはり費用には含まれているようですので、そうしたところについてはできてきたもの、出されてきたものでもって確認をするという方法しかないかなと思っております。

**委員（西村慎次郎君）** チェックするにもなかなか難しいところは分かるんですけど、そのあたりはしっかり見積りの精査というのはしていただき、それが妥当だったかという実績の評価もしながら次なる見積りチェックにつなげていくという形にさせていただいて、システム費用というのも、多分どんどん上がってきているんだと思っているし、いろんなものがコンピューター化とかシステム化されているので、その辺をチェックしていかないと、全体予算に対する割合がどんどん上がってくるんだらうと思っているので、しっかりそういったチェック体制というのはつくっていただきたいというふうに思います。

〈なし〉

#### 〈第25款 衛生費〉

**委員（三宅孝之君）** 30ページの感染症対策費です。ここでは詳しく書かれてないんですけども、補正予算説明資料の中では4ページです。

新型コロナウイルスワクチン接種事業のところで、3回目接種分の事業費の内訳が1,926万7,000円と出ています。それから、1、2回目接種分がおおよそ1,200万円になっています。補正の理由の3行目ですが、「1・2回目接種の接種者数の見込みが9月補正予算時から増加したため」と書いてあります。なので、1、2回目の接種分が1,200万円というふうに予想されているんだらうと思うんですが、その上に書かれています3回目の対象者が、約3万1,700人で1,926万7,000円という金額に対して、1、2回目の9月補正予算で増加した人数というのはどれぐらいになるのかお聞きしてもよろしいでしょうか。

**健康福祉部参与（三宅早苗君）** 1、2回目の接種者数の増加についてですが、これが9月の補正時点では接種者割合を79.8%ということで約5万8,236回分を見込んでおりました。ところが、皆さん本当に熱心に接種をしていただきまして、見込みとしては86.8%、今日の段階では1回目86.64%でございましたが、それで6万3,392回分をこの補正予算では見込ませていただきまして、プラスで5,156人分の増というようなことがございまして、それでこの金額になったというようなことでございます。

**委員（三宅孝之君）** 3回目は約3万1,700人に対して増加した分の補正が5,156人分で1,200万円という金額はどういうふうにしてそういう金額になるのかお伺いします。



**健康福祉部長（佐藤和也君）** まず1つ訂正をさせていただきます。

今5,156人と申しあげましたけども、これは2回接種でございまして、回数で言いまして5,156件ということでございます。それで、この1、2回分の接種分として1,200万円余りを計上しておりますけども、この予防接種の委託料につきまして、先ほど申しました5,156件に1回当たり2,070円、これに消費税がかかりまして、これで1,174万円余りとなります。

このほかに、個別接種をお願いしております医師への協力金等を含めまして、全体で1,200万円余りの補正というものでございます。

**委員（三宅孝之君）** 1件2,070円当たりで計算されて1,174万円余りということで、3回目も同じような金額ということで、よく分かりました。

〈なし〉

#### 〈第35款 農林水産業費〉

〈なし〉

#### 〈第40款 商工費〉

**委員（多賀信祥君）** 7ページの債務負担行為補正についてです。

まず、この補正予算で上がってくるということは、明確に事業とひもづいて確定的な金額ということで本来あるべきかなと思っておりますが、説明資料もいただきましたけど、十分にここの補正予算に上げてくるだけの明確な申請資料があって、審査もされてということで解釈をしてよろしいでしょうか。

**建設経済部次長（田中大三君）** これにつきましては、補助金の認定の申請が出てまいりましたので予算化したものでございまして、審査のほうをしております。まず予算要求を上げたまでの経緯について、ご説明をさせていただければと思います。

予算要求を上げた経緯でございますけれども、今年度早々に事業者から、美星町へホテル等の建設を予定しており、その計画概要がまとまったのでこのホテル・旅館誘致等促進事業補助金を利用してホテルの建設に取り組んでいきたいということで事前の相談がございました。事業認定に向けて相談を継続して行っている中で、10月には市へ開発の協議書を提出されるなど許可が下り次第、12月定例会までには事業認定申請を提出されるという意向を受けたところでござい

ます。

したがって、事業認定に当たっては、基本的にはさきの補助金交付が前提となりますので、予算の裏づけが必要と判断いたしまして、11月上旬に担当課のほうから財政部局に対して予算要求の手続を行ったところでございます。その後、12月3日になりますけれども、開発予定地の借地権設定の契約等も締結されまして、同日事業認定申請書が提出されましたので受け付けました。ただ、一部添付書類が不足していましたので、申請書の補正を行っていただくため申請者に現在書類の提出を求めている状況でございます。

現在の状況は以上でございます。

**財政課長（片井啓介君）** 予算の取りまとめをいたしております財政課としまして、予算要求業務の経緯を述べさせていただきます。

担当課から補正予算の要求を受けまして内容のヒアリングを行う中で、先ほどの説明を受けております。債務負担行為は、将来にわたる財政負担をその負担を原因となる事項の発生時点で明らかにし、また議会の審議に付して市民にお知らせをするということによって財政の健全化に資するという趣旨を持っております。補助金交付要綱、地方自治法の規定と照らし合わせまして、また岡山県の担当部署、市町村課のご意見も参照しながら今期定例会に債務負担行為補正という形で提出することは妥当であると判断し、内部決裁を受けまして今期定例会へ提出しておりますのでよろしくお願いをいたします。

**委員（多賀信祥君）** 今回我々が目にした議案でいうと、先ほど説明がありましたが12月3日に申請が上がったということです。想像するに、事務手続で、内部決裁を経てということでありましたけど、それぞれの役職の方が決裁されていく中で、どういうものを見て議案書に上がってきているのかなというところ。だから、どうしてこの12月補正じゃないといけなかったのかというのが、私の印象としては慌ただしいというか、もう一つ時期をずらしてしっかりしたものが上がってきてというイメージだったんですが、12月じゃないと駄目だった理由はどこにあったのかというところを伺いたいと思います。

**財政課長（片井啓介君）** どうして12月でないといけないのかということでございます。先ほども申し上げたわけでございますけれども、後の負担を原因となる事項、つまりこのたびで言いますと事業認定申請でございますけれども、これを受理した時点、この12月定例会におきまして債務負担行為の設定を行うべきだというふうに判断をいたしまして、このたびの予算提出ということにいたしております。

**委員（多賀信祥君）** 私が説明いただいたことは、今までも聞いておりますのでのみ込もうとしておるんですけども、補正予算と当初予算で違う、当初予算であれば今言われたようなことがあるかもしれないということで、見込み予算ということも考えられるんですけど、補正予算であ

るならば、もう確定したところで上げるべきかなという印象なんですけど、それに足だけのもの  
で審査をされて決裁を経ていったということによろしいでしょうか。補正予算と当初予算で取扱  
い方が違うべきだと思うんですけど、当初予算の座取り予算的な取扱いをされておるのかなとい  
う印象を持っています。いかがでしょうか。

**財政課長（片井啓介君）** 本案件につきましては、交付要綱が上限1億円というものでござい  
ます。おっしゃられるような座取り、要は1億円が上限という座取り的なものにはなりますけれ  
ども、そういった補助金交付要綱の規定に沿って事業が開始される。その事業を認定するという  
ことであれば後年度の負担を用意しておかないといけないということの補正が債務負担行為とな  
ります。このたびが一番妥当な時期だというふうに判断をいたしまして、予算的に提出をさせて  
いただいたということでございます。

**委員（三宅文雄君）** 私も本会議で質問をさせてもらったんですけども、ホテル・旅館誘致  
等促進事業補助金交付要綱ということで、平成29年4月1日、井原市告示第58号という、こ  
の要綱に基づいて処理されたというふうに思うんですけども、この前も指摘しましたけれども、  
第7条の認定申請の（1）新設の場合のオのところ、「建築基準法（昭和25年法律第201  
号）第6条第1項に規定する確認済証の写し」というふうな項があります。それで、前段には、  
読み上げますと、第7条で、「第5条第1号に係る補助を受けようとする者は、原則として新設  
及び既存の宿泊施設の工事に着手する日の30日前までに、井原市ホテル・旅館誘致等促進事業  
認定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める  
書類を添えて、市長へ提出しなければならない」というふうに、この第7条には書いてあります。

本会議でも申しましたけれども、先ほどの説明では、12月3日に申請を受け付けたというこ  
とですが、その時点でオの建築基準法の確認済証の写しは添付されていなかったということでは  
書類不備の申請をなぜ受け付けることができたのかというのが私はどうしても理解できない。書  
類不備のものがなぜ認定申請ができたのかということはこの前もお聞きしたんですけども、明  
確な答えがもらえない。再度、明確な答弁をお願いいたします。

**建設経済部次長（田中大三君）** 確かに、この要綱では書類を添えて市長へ提出しなければな  
らないというふうになっております。建築基準法の確認済証につきましては申請から発行まで期  
間を要するものでありまして、従来の例からも、この添付につきましては事後の添付として取り  
扱っておるところでございます。また、市の行政手続条例に基づきまして、出てきた申請につい  
ては直ちに受けて、審査は遅滞なく、受けたら審査を開始しなければならないということにもな  
っておりますので、このたびまず申請は受けまして、審査に入った。ただ、今は要件が整って  
おりませんので申請を保留にしておきまして、確認申請の添付書類が整った時点で改めて審査に入  
るという状況でございます。

**委員（三宅文雄君）** ただいまの説明では保留にしているということでしたけれども、私が言っているのは、この第7条に規定している以上は、書類不備のものを受理すること、受け付けることはできないのではないかなということなんです。その点を明確に答弁いただきたいということです。

**建設経済部次長（田中大三君）** 先ほど申した、市の行政手続条例の第7条の規定になりますけれども、申請書が事務所に到達したとき、提出されたときには遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないということになっておりますので、まずは受け付けました。受け付けたので審査に入ったというふうに解釈をしております。

**委員（三宅文雄君）** もともとの原則論で言うと、要するに書類不備のものを受け付けることはできないと私は思うんです。書類が完全に整っていないものが、この前も言いましたけれども、確認済証が下りているということは、ほかの法令を全て満たした上で確認済証というのは下りるように運用されていると思うんです。それを、先ほどもこの最初の答弁にありましたけれども、補正とかというふうなことを言われましたけれども、補正というのは要するに出された書類を、一部この辺が悪いとか、例えばホテルには当たらない予算なんか入っていたら、それを正規なものにするとかというのが補正であって、不備と補正とは全く違うと思うんです。書類不備。この項目に決められているのに不備があるような認定申請書を受け付けているというのは、私は違うと思います。

**建設経済部長（岡本健治君）** 書類の受付に関するお話でございます。

先ほど申しました、井原市の手続に関する条例でございますけれども、その中の第7条という説明をさせていただきました。これは、この補助金に限らず、市の事務処理全般について言えることなんですけれども、承認には期限があったりあるいはこういった申請があったり許認可の届出があります。確かにこの条例ができる以前につきましては、添付書類が整っていないものにつきましては、こういう条例がありませんでしたので、受け付けた時点で拒否をするというようなことはあったらと思います。これは平成11年に条例が制定されて以降の手続になりまして、許認可を求めるような申請につきましては、それが出たら一応受けなさい、それに不備がある場合、この不備がある場合の中に、添付書類が欠けていることも上げられております。そういった不備がある場合には、申請者に対しましてその不備なところを補正しなさいということを、それ相応の期間を定めてそれまでに持ってきなさいというような条例の流れになっております。

したがって、本案件もそうですけど、行政全般についてそういう取扱いをさせていただいているということでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

**委員（三宅文雄君）** 先ほど言われたように、この井原市行政手続条例というのが、平成11年に制定されたというのは分かります。このホテル・旅館誘致等促進事業補助金交付要綱という

のは平成29年に井原市告示第58号ということで定められております。

要するに、その行政手続条例というのは前にできているんです。この補助金交付要綱というのは平成29年ですから、4年ほど前にできているわけです。平成11年といたら20年ぐらい前に、その行政手続条例というのはできているわけです。この項が入っているということはそもそもおかしいんじゃないですか。それで受け付けることができたというのは、要するにその行政手続条例に基づいてこの項というのは、例えば私が言っているように、建築基準法の確認済証の写しがなくて、この項を削除しておけばよかったんじゃないですか。この項がある以上は、これを満たさないと受け付けることはできないのではないですかというのが私の考えなんです。だから、先ほど言われたように、行政手続条例をその根拠に言われるのであれば、この要綱を定めるときに、この項を外しておくのが、この告示を定めた時点で検討されるべきではなかったのかなと思います。今となってはこういう、建築基準法の確認済証の写しは、定められている以上は、やはりそれで運用がなされるべきではないかなと私は思います。それに対するしっかりとした答弁をお願いします。

**建設経済部次長（田中大三君）** もう一度、先ほどの受付と今の状態を整理して説明をさせていただきますと、12月3日の時点で申請書が出ておりますので、市のほうとしてはその時点で申請書を受け付けております。そして、添付書類が一部ないということですので、その添付書類が整った段階で正式に受理をさせていただくという流れになってこようかというふうに思っております。

**委員（三宅文雄君）** それは市のほうがやった結果をそういうふうに使われているだけであって、この要綱と実際やられたことが違うんじゃないかという説明にはなっていないと思う。

**副市長（猪原慎太郎君）** 三宅委員さんのおっしゃられているとおりになんだろうと思っております。

実際、三宅委員さんは、いろんなお仕事の上でもそういった許認可事務をしておられるということで、要は書類が不備の段階では受けてもらえないということをおっしゃっているということでございます。確かにおっしゃるとおり、このホテル・旅館誘致等促進事業補助金交付要綱どおりの事務手続がなっていないんだらうと思っておりますが、ただ、慣例として今までもこういった形で、要は達成見込みがあると判断した場合は建築基準法の確認済証の写しが出ない段階でも受け付けてきているということでございます。したがって、今までの流れのように今回も受け付けさせていただいたということではありますが、確かに要綱どおりの手続になっていないということだろうと思っております。今後この要綱につきましては、このまま継続するのか見直すのか、廃止するのかということも併せて検討している段階でありますので、そういった時期に合わせてしっかりか見直しをしたいと思っております。

**委員（三宅文雄君）** 今後のことを言っているわけじゃないんです。現状、この要綱で運用をされているわけですね。今後どうするのかということは、それはもういいようにされればいいと思うんです。現状、この要綱で運用している以上は、この要綱に基づいて運用されていくべきものだと思うんです。告示ですからね。だから、要するに条例の次に告示というのは決まりです。それを無視した形で運用はできないのではないですか、普通の手続からするとそういうことはできないでしょうというのが私の考えであり、私の言いたいことです。だから、そういうことは、通常でしたらできないのではないですかということです。今後どうされるかということは、先ほど言ったように、この項を削られてもいいと思うんですけど、繰り返しになりますけれども、現状、この要綱が定められているのであれば、この要綱に基づいて運用されるべきではないかなというふうなことを私は言っているんです。

**副市長（猪原慎太郎君）** よく分かります。繰り返しの答弁になって申し訳ありませんけれども、今まで慣例として受けてきたということでありまして、今回も同じような扱いをさせてもらったということで、もうご理解いただくしかないと思っております。

**委員（三宅文雄君）** 繰り返しになりますけれども、私はこの要綱に基づいて理解できません。そういうことで私の質問はこれで打ち切ります。

**委員（坊野公治君）** 手続のことで、いろいろ議論が出ておりますけれども、ホテルということで、観光面のほうから少しお尋ねしたいと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症の状態も日本国内では幾らか落ち着いてきているかな、ただ諸外国の状況を見るとまだまだ予断を許さない状況ではあると思います。そうした中、観光需要の見通しが、まだまだ先の見通しがなかなか難しいのではないかなというふうに思っておりますが、これを認定するというか受け付ける確かな事業である、井原市にとってためになる事業であるという観点からの債務負担、また予算案だと思いますけれども、そのあたりの執行部の見解をお伺いしたいと思います。

**副市長（猪原慎太郎君）** 新型コロナウイルス感染症の終息まではまだしばらくかかるのかなというふうにも思っております。その予測については、私はそういった知識も持っておりませんので、この場で皆さんの前で正確なお答えをすることは難しいと思っておりますけれども、ただ、今の状況は、それこそ新しい変異株のことも心配されておりますけれども、現状はかなり落ち着いているんだろうと判断をしております。それから、ワクチン接種も進んでおり、これからまた3回目の接種も始まる、それに合わせて、経口治療薬の開発も進められているというような状況であります。そういった中で、今後の見通しとすれば明るくなっていくんじゃないか、終息に近づいていくのではなかろうかというふうに期待をしているところであります。

このホテル・旅館誘致等促進事業補助金の目的としましては、地域経済の活性化、それから

ぎわい、雇用の創出を目的としております。今年度からスタートした第2期の総合戦略にも資する事業であるというふうに私は思っているところであります。特に、今回のホテルの建設予定地が美星町ということであります。皆さんご承知のとおり、このたび星空版の世界遺産と称される星空保護区に認定をされた美星町であります。せんだっての県議会では県知事のほうからも、美星の星空を生かした観光商品づくりを進めていきたい、来年のデスティネーションキャンペーンで大々的にPRしていくといった心強いお言葉もいただいております。こういった中で、今注目の美星町にホテルができるということは、本市にとって大変有益なものであると私は思っております。

**委員（坊野公治君）** 先日、高円宮妃殿下が来られた件もありますし、またちょうどタイムリーでもあると思います。井原市を美星町で売っていくというのもやはり必要なことであろうと思いますので、今副市長が言われたことというのは理解できます。

そうした中で、この先方の事業者に対して少し気になるところがあるので何点か質問させていただきたいと思いますが、ある業界紙に、このたび造るホテルはダイヤモンドの顧客など富裕層向けの拠点というふうに先方の会社、社長の発信とかがあります。これから言いますと、例えば井原市のホテル・旅館誘致等促進事業補助金の本来の目的には合致しないのではないかというふうに思われますが、こういった発信に対して市の対応というのはどういうふうになりますか。

**建設経済部次長（田中大三君）** 市といたしましては、こういった補助金の要綱に定める施設になるようにしてもらわなくてはなりませんので、本来の目的どおりの施設となるように指導のほうもしていきたいというふうに考えております。

**委員（坊野公治君）** それはもちろん指導していただいて、この補助金に合致したホテルというふうになっていただきたいと思いますが、結構ここは発信をされていまして、社員の研修施設を兼ねたホテルを整備するというふうなことを発信されていたときもあります。この発信から、このホテルは純粋な観光目的ではなく、言ってしまうとダイヤモンドを販売するような拠点になるのではないかというような懸念も考えられますが、このような位置づけになるというような認識はございますでしょうか。また、これも指導していくという形で市のほうでされていかれるのでしょうか。

**建設経済部次長（田中大三君）** 先ほどの答弁の繰り返しになるかも知れませんが、市のほうといたしましても、目的に合うように、そういったことも含めて指導してまいりたいというふうには思っております。

**委員（坊野公治君）** 市の補助金であるホテル・旅館誘致等促進事業補助金を使われるということで、やはり公益性ということが担保されなければいけないのかなというふうに考えております。

例えば、顧客を呼ぶというのを商売的な感じで言えば、最初のスタートラインとしてはありなのかなと私は思いますけれども、そこに来るお客様に井原市を周遊していただいて、井原市に経済効果をもたらし、そして井原市の中でお金を使っただけということがなければ、このホテル・旅館誘致等促進事業補助金を使う目的はないし、そこにホテルを建てる意味もないというふうに考えますので、先ほど言われたように、美星町ににぎわいを、美星町に市外から、また県外から、全国からお客様を求めるということは必要であるというふうに私は考えますので、そうしたこともしっかりと市のほうでチェックしていただいて、この事業がいくような形をお願いしたいなと思います。

**委員（柳井一徳君）** 先ほど、要綱のご説明が副市長のほうからありましたけれども、その中で、雇用の問題にもなると思うんですが、稲倉産業団地のオカモト株式会社は、35名ぐらいの地元雇用を考えているというような報道があったように記憶しておるんですが、このホテルでは地元雇用ということはその条件の中には入っているんですか。何名の採用というような具体的な話まで進んでいるんでしょうか。

**建設経済部次長（田中大三君）** 今の段階では事業の認定申請が出ているだけという状況でありまして、詳細な将来的な雇用計画までの具体的な数値というものは承知しておりません。

**委員（柳井一徳君）** 認定申請の段階ですからそこまでは煮詰まってないというのは分かった上で質問しておるわけですが、先ほど、経営に関しても指導していくということをおっしゃられておられるわけで、今後煮詰めていく中で、ぜひともそこは大きく交渉していただきたい。それこそ販売拠点になるようなことはないように、また一般の観光客の方が来られてもそれに沿う、市長が一般質問のときにおっしゃられておりました、おもてなしの気持ちを持って対応できるような社員教育も必要であろうと思いますので、そういうこともしっかりと指導の中に入れていただきたいと思います。

**委員（宮地俊則君）** 先ほどより、そこらあたりはしっかりと指導していくということではございますが、補助金を交付して、ホテルが建ってしまえばもう、言ってみればその建物の経営権というのは全て先方の事業者のほうに渡るんであると思います。いつの時点でどういう形で指導されようとしているのか、お示しいただきたいと思います。また、そういうことができるのかどうなのかも含めてお願いいたします。

**建設経済部次長（田中大三君）** 建設に当たりましては、この要綱でいきますと、3年以上は引き続き経営をしていただくという形の縛りになっております。そういった過程の中で、当然に要綱に合った形のもので運用をしていただくということになるかと思いますが、建設時から含めてでございますけれども、経営が始まってからもそういった形で雇用の問題等が要綱の所期の目的でございますので、そういったものをしっかりと指導していきたいというふうに思っ



ております。

**委員（宮地俊則君）** 要綱に沿った範囲内での指導というのは当然、3年とかというのは分かるわけなんですけど、先ほど坊野委員が言ったように、言ってみれば顧客向けの迎賓館的なものになってしまう懸念すらあるわけです。でも、ホテルができてしまえばそういったことへの市の関与というのは恐らく無理なんではないかなと思うんです。指導ということができるとかどうなのか。補助金ですから建ってしまえば先方の経営方針でいってしまうんであると思うんですけど、そのあたりについて再度お尋ねいたします。

**建設経済部次長（田中大三君）** そういった形で、オカモト株式会社するときにも立地協定というものを結んだりしております。そういったようなことで、話の中で市のこういった公金を使って出てきていただくということになりますので、条件ではないですけども、そういったものは事業者との話ということは、一定のものはできていくんではないかというふうに思っております。

**委員（三宅孝之君）** 12月3日に出された申請手続なんですけども、この事業に関してこれから急がなければいけない、もっと練って、いろんな不備が出てきている中で、保留して申請して、もっと見るべきところがあるんじゃないかというふうな感じのところは話合いの中で出てきているんですけども、12月3日に申請されて保留して、その申請手続を受理していく、その中で、常にすぐしなければいけないのか。1億円という財政というのは市民のための、市民の税金を使われているので、国のものならまだいいのかなというふうな感じがするんですけども、市民の税金なので、もっとよく考えられて、延長という形のところにはいかないんでしょうか。まだ不備があったりいろんな問題がある中でしていく、私たちもこれを見させていただいたのは12月に入ってからになります。

オカモト株式会社の場合にはいろんな事前の協定とか研究があって、土地とかいろんなところを見て行って成り立っています。だけれども、ぱっと出てきたこの事業を、そんなに急いでするところがよく分からないんですけども、その辺りでこの事業を、もう少し考え直すということはないんでしょうか。

**建設経済部次長（田中大三君）** この事業につきましては、最初に説明もさせていただきましたが、今年度当初、4月になってすぐに事業計画、こういったことをしたいという事業者からの申出がございましたので、そういった中で内容等についてもお示しをいただきながら事前相談を行ってきた状況でございます。

そこで、このたびの12月3日に申請書を出してこられたという状況になりましたので、出されたものについては事前に協議をしていたというところがございます。なので、出たからには粛々とそれを審査して前に進めるという流れになっております。

**委員（三宅孝之君）** 手続上、そういった形で審査して事業を進めていく。要するに事業の中

で申請書に不備があったりとかしている中でも、それでも信頼してやっていくのか、それは市民がどう考えるかもあると思うんです。少し目を市民のほうに向けて考えるんですけど、説明会のほうは市民の方にはされたんでしょうか。

**建設経済部次長（田中大三君）** これにつきましては、事業者が地元説明会という形で、こういったホテルを建設しようということを地元のほうへ説明されたというふうにお聞きしております。

**委員（三宅孝之君）** 何人出席されて、その中で出た意見はどんな意見だったのかを教えてください。

**建設経済部次長（田中大三君）** 申し訳ありません。先ほど申しましたように、事業者が主体となってやっておりますので、具体的に何人だったかということはお聞きしておりませんが、内容について、建設に反対であるとかそういった意見は出なかったということはお聞きしております。

**委員（三宅孝之君）** 反対とか賛成とかじゃなくて、事業に対して市民の方がどう思っているのか。市民の税金なので、1億円を使うということに対してどんな思いを持っていらっしゃるのかなといったところをお聞きしたい。そのあたりのところの市民の考え方はどうなのかというふうな、それにも即してずっとやっていってほしいし、持続可能な建物になってほしいと思うんです。そういったあたりの気持ちなんかが聞けたらなというふうに思ってお聞きしたんですけども。分からなければまたでいいです。

**委員（山下憲雄君）** あれこれと色々な意見が出ておるんですけども、今、コロナ禍で観光というのが少し下火になっておるところでこの議論をやっているわけですけども、やがて終息するというのを誰もが願っているわけですけども、その暁にはということで、今までこの話というのが関係部署ではそれぞれと先方とも何度か折衝があった、また話もされたと思うんですけども、自分はやっぱり市の観光政策として、この町の観光をどういうふうにしているかといった中でいろいろ考えているところへもって、そういう話が舞い込んできた。これは願ってもないことだと。そういった意味では市の思い入れというのがあって、多少の不備があったとしても推し進めたという感じがしないでもないんですけども、やっぱりそこは政策ですので、木を見て森を見ずということよりも大局を見るということは非常に大事なことだとは思っています。そういった意味で、市の観光にかける思いということで、今回は非常に、こういうことなだけどもやりたいんだとか、やろうとか、そういう熱意を語ってもらわないと、あれこれ細かい手続ばかり言っていたら、やっぱりもうノットオーケーというような話になると思いますが、今日、市長もおられませんのであれですが、そこら辺の思いをしゃべることのほうが、今求められているんじゃないかなというふうに私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

**副市長（猪原慎太郎君）** 思いは、先ほどの坊野委員さんのときに私は申し上げたつもりではいるんですけども、この前市長が本会議での観光についての質問のところ、井原市は今まで観光資源はたくさんあったけれども、本格的な観光地にはなっていないかったという発言をしたと思います。いろんなことが考えられるんですけど、観光資源はたくさんありますが、矢掛町のように集約されていない、結構点在している、そこに難しさが一つあるんだろうとも思っています。それから、一番大切なのは井原市にお金が落ちることだろうと私は思っています。お金を一円でもたくさん井原市に落とそうと思うと、滞在時間を1時間でも伸ばすことがそれにつながるんだろうと思っています。

今の井原市の状況では、やはり宿泊施設が不足していると思っています。星空保護区の認定を受ける前からですけども、美星天文台にはバスでツアーが結構来ます。ところが天文台の入館料だけで、そのまま倉敷市へ帰られて倉敷市のホテルへ泊まっておられるという現状があります。そういった中で、やはり宿泊施設というのは必要なんだろうと思っております。ホテルも、一番いいのは40人乗りの観光バスが何台か来てもそれがそっくりそのまま泊まれるようなビジネスホテルのようなものができれば一番手っ取り早い、効果的なんだろうと思っておりますが、なかなかそれは難しい現実もあるんだろうと思いますし、この前の9月定例会の一般質問で坊野委員さんが、いろんなホテルがあってもいいだろうということをおっしゃられたと思うんです。私も全く同感で、例えば今回のホテルは先ほどから話題になっておりますが、いろんな機関紙なんかには誤解されるような表現があるということをおっしゃられたと思います、富裕層を対象にしたホテルというようなことも書かれているということです。ホテルというのは、いろんなホテルがあつていいとも思っております。意気込みということでもありますけれども、宿泊施設は今必要というように私は思っておりますので、ぜひホテル誘致は進めていきたい、観光の目玉として進めていきたいと思っております。

**委員（山下憲雄君）** 市長も最初の本会議のときに、観光に関するいろんなことをお話しされました。その中で非常に印象的な話が、資源はあるけども磨かれてこなかったということをおっしゃられたと記憶をしております。資源はあるけど磨かれてなかった、磨かれてなかったものは何なのかということをおもいますと、景観とかそういう全体を見回しますと、美星というのはそれは確かに観光の筆頭に上げられる、今回のことも後づけで星空保護区の問題等々があつて拍車がかかったとは思っているんですが、そういった意味では副市長がおっしゃるように、観光というのを市長も、市長になられるときの公約の中でも重要政策の中に上げておられるわけです。そういったようなことで、今副市長からも言うていただきましたが、今後こういうふうにしていきたいんだからこの観光が必要なんだという、この思い入れをきっちり説明をして、なぜ今なのか、そしてなぜ美星なのかというところの思い入れをきっちり語っていただくことが、今一番必要な

ことではないかというふうに私は思うんです。だけど、手続云々から、何だかんだ言っていくと、やっぱりこの問題は船、山に上がるというふうに感じるんです。そのところを市も、思いというのを特に語っていただきたいというふうに僕は思います。

**委員（上野安是君）** 再度になるかも分かりませんが、もう一度、どうしてこのタイミングでの債務負担行為補正を出されたのかお聞きしたいです。

**財政課長（片井啓介君）** 繰り返すようになると思いますけれども、債務負担行為というものの本質、後年度に負担を負うものでございます。その原因となる認定申請がこのたび出てきております。この時点で債務負担行為の設定を行うべき、これが妥当であるというふうに考えておりますので、このたびこういった形で予算のほうを提出させていただいておるところでございます。

**委員（惣台己吉君）** 坊野委員の質問の中にもありましたが、ダイヤモンドの顧客などの富裕層向けということ、それから三宅孝之委員の、市民がどういうふうにするかということに対して、ここにおける議員、私だけかも知れませんが、宿泊料は幾らぐらいなのか。そういうことはこの事前相談の中ではお尋ねになっていないわけですか。

**建設経済部次長（田中大三君）** 先ほど申し上げたとおりでございまして、認定の段階のことで、そういった料金設定等はまだ今のところ決まってないというふうに聞いております。

**委員（三宅孝之君）** そういったホテルの事業の内容が不確定というか、想像のうちに認定申請を受ける、そういった具体的なところが分からなくて、どんなホテルでも構わないという意味にしか思えないんですけども、どんなホテルでもいいという意味だったらどこでもいいというような感じがするけど、そういった内容を知らずに認定受理とかというのはあるんですか。

**建設経済部次長（田中大三君）** 事業の概要というか、このたびの建設に当たっての概要ということで、このホテル・旅館誘致等促進事業補助金の申請ということに対しまして、客室数であるとか工事費、こういった金額以上であるというもの、そういったものがこの建設に当たっての条件ということになりますので、そういったものについては申請書が出た段階で、要綱上2, 000万円以上のホテルでないといけない、それからホテル・旅館業の客室が5部屋以上の施設でないといけない、そういった条件がクリアされておりますのでこのたびの認定が出ているという形のものになります。営業についてはこの後に、交付申請の段階では当然分かってくることになります。

**委員（三宅孝之君）** 要するに、営業内容はどうでもいいので部屋が5室以上であれば何でも受理していくという形の要綱になりますか。例えばその部屋が50万円ぐらいしようが1, 000円ぐらいしようが、それは関係なく認定して行って、建ててもいいのでその後はどうぞお好きにホテルを運営してくださいという要綱でよろしいんですか。

**建設経済部次長（田中大三君）** 先ほど申しましたように、要件とすれば今言った建設費、そ

れから客室の要件ということになってくるかと思えますから、そもそもの要綱の目的というものがございしますので、そういった目的には合致するようということにはなろうかと思えます。

**委員（三宅孝之君）** ホテル・旅館誘致等促進事業ということで、その建物を誘致する。けれども、一番の目的というのは市長も副市長も我々も思っているんですが、美星の観光をもっと活発にするとかというところ辺だと思うんです。そういった目的のために一つの建物を造ってほしいというところがあると思うんですけども、そういったことを含めての事業じゃないといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりのところは、今後その要綱を検討していただかなければいけないんだと思うんですけども、そういったことを含めて、今後そういった事業、例えば1億円、市民の税金そのまま1億円補助しますよ、今までもいろんなところで補助してきたと思うんですけども、建物だけでしたらそれは誰だってクリアするところはあると思うんですけど、全体の市の目標を考えた上での建物であってほしいなというふうに思っています。まずそういったところをしっかりと考えられて計画のほうを持って行ってほしいなというふうに思っています。

**委員（沖久教人君）** いろいろな意見があるとは思いますが、市長が掲げられております、関係人口をどのように増やしていくのか、そして観光まちづくり、資源をどう輝かせていくのかというところで、ぜひ観光の専門家を入れて、美星、井原、芳井、この市内における広域の観光まちづくりということを大きな柱としてやっていただきたい、専門家の方に入ってくださいということをお願いしたいと思えます。

〈なし〉

〈第45款 土木費〉

〈なし〉

〈第50款 消防費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費〉

〈なし〉

## 〈第2条 繰越明許費〉

〈なし〉

### 〈一般会計補正予算全般についての質疑〉

委員（山下憲雄君） 52ページをお願いします。

補正予算給与費明細書の中で、補正前の議員の人数が19、補正後も19になっておりますが、これは決算のときに直すということなんでしょうか。

総務部次長（久安伸明君） この人数につきましては4月以降、今年度の人数でございますので当初は19人でしたので、19というふうに表記させていただいております。

委員（山下憲雄君） 当初予算ではそうですが、4月以降の異動等については職員のほうも直してあるわけですが、議員のほうは4月以降の選挙後ですから18人だというのが正しくないですか。

総務部次長（久安伸明君） 4月1日現在であれば19人であったように考えております。

委員（山下憲雄君） だから、補正はこの12月定例会に上げたんじゃないでしょうか。

総務部次長（久安伸明君） この議員19人の報酬については補正のほうを行っておりますので、そのままということでは変更はございません。

委員（山下憲雄君） 意味がちょっと分からないので、もう一回お願いします。これで間違っていないということでしょうか。

総務部次長（久安伸明君） 当初が19人ということで、4月1日時点は19人でしたので、補正もございませんのでそのまま19というふうに表記させていただいております。

委員（山下憲雄君） ちょっと僕は、補正という意味が分からなくなるんですけども、12月定例会で当初予算から、その以後に異動等が発生した場合に補正を組むのが普通だと理解をしているんですが、4月1日の時点では19人だったんでその後も19人ですよという理解でよろしいですか。

総務部次長（久安伸明君） そのとおりでございます。

委員（山下憲雄君） じゃあ、職員のほうはどういうふうに理解したらいいですか、人事異動等は。補正で変わっていますけども。

総務部次長（久安伸明君） 職員につきましては補正後、こちらも4月1日の状況に補正のほうをしております。

**委員（三宅孝之君）** 30ページの衛生費、感染症対策費です。ワクチン接種事業でお伺いたいんですけども、こちらには詳しいことが出てないので、補正予算説明資料の5ページのほうになります。

幼児、児童・生徒の感染予防のマスク配布についてお聞かせください。

目的のところの4行目のところですか。1人当たり2箱50枚入りというのは、2箱で50枚入りですか。それが、その次の内容のところでは不織布マスク50枚入りを2箱と書いてあるのですが、合計50枚なのか100枚なのかどっちなのかと思ひまして、お伺いします。

**健康福祉部長（佐藤和也君）** マスクの配布でございますけども、1箱が50枚入りでございます、それを2箱ということで100枚を配布することといたしております。

**委員（三宅孝之君）** 100枚というと、年間の授業日数というのが大体200日いくかいかないかぐらいなんです。この時期からお配りすれば十分足りるわけなんです。1人当たり100枚で3月までというと、もうほとんど余ってしまうということになる。来年度も使っただけということであるんであればそれはそれでいいと思うんですけども、十分な数だというふうには思っています。そのあたり、なぜ2箱なのか。来年度は来年度でまた、まだオミクロン株というか新型コロナウイルスのほうがあると予想されてこういう数なのか、お聞かせください。

**健康福祉部長（佐藤和也君）** 今回のマスクの配布でございますけども、令和3年度中、来年3月あたりまでを考えております。今後の感染の状況、そのときの状況により適時また対応していきたいというふうに考えております。

**委員（三宅孝之君）** また別のところなんですけど、これは市内の3歳から18歳の者及び市内の高等学校に通う高校生ということ以外にも、内容のところでは、市外の学校・園に通う幼児、児童・生徒などには、井原保健センターの窓口において配布するとあります。幼児、児童・生徒が取りに行くのか。それは保護者の方が行かれるんでしょうけども、わざわざ井原保健センターのほうへ、例えば高校生の方とかが取りに行かれるというのは、足を運ぶのにも少し大変なところだと思うんですけども、その辺について、窓口がここ1か所なのか、それとも配布する場所がもっとほかにもあるんですか。

**健康福祉部長（佐藤和也君）** このたびのマスクの配布でございますけども、市内の学校・園に通う対象者につきましてはそれぞれの学校・園で配布をお願いしております。一方で、市外の学校・園に通う対象者につきましては井原保健センターでの配布を考えております。これは、場所を1か所にするのでダブってお渡しするとか、それからマスクの管理といった面も含めまして、こういった対応をしたところでございます。

**委員（三宅孝之君）** 分かりました。それでしたら、市外の学校・園に通われている方へ、井原保健センターでマスクのほうを配布しているという周知のほうが多分必要になってくるんだら

うと思いますので、しっかりそのあたりをしていただきたいというふうに思っています。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

**委員（坊野公治君）** 議案第57号令和3年度井原市一般会計補正予算（第8号）に対する附帯決議を提出いたしたいと思います。

（賛成）

**委員長（佐藤 豊君）** ただいま坊野委員ほか15名から附帯決議の動議がございました。

**委員（坊野公治君）** 議案第57号令和3年度井原市一般会計補正予算（第8号）第3条第3表債務負担行為補正中、ホテル・旅館誘致等促進事業補助金について、今後は補助金交付規程並びに要綱等に示されている手続に沿っての最終的な認定作業を推進していただくために、以下のとおり附帯決議を提出いたします。

1として、事務を推進するに当たっては、井原市ホテル・旅館誘致等促進事業補助金交付要綱を遵守し、井原市補助金交付規程第3条に規定する市長への提出書類を必ず求め、公益上の精査を行い認定に当たること。

2として、ホテル本体や周辺環境が星空版世界遺産に認定された要件定義を超えないことの誓約書を作成後、認定に当たること。

3として、井原市の公金である補助金交付事業であり、ホテル建設地も井原市が関連する案件であることを鑑みて、ホテル完成後の紛争・訴訟等については免責条項について協定書を取り交わし認定に当たること。

提案理由といたしましては、現時点でも申請書類の要件が満たされていない中での議案審議は遺憾であると言わざるを得ないところであります。補助金は市民の貴重な財源であり、公益性や透明性を担保し慎重に手続を進めていただきたいということからの提出であります。



〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 附帯決議可決〉

委員長（佐藤 豊君） ただいま決定いたしました附帯決議について、会議規則第14条第2項の規定により本会議へ委員会提案することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

〈議案第58号 令和3年度井原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第59号 令和3年度井原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

委員（山下憲雄君） 80ページをお願いいたします。

繰越金ですけれども、当初予算ではなかったわけですが、ここで1億82万4,000円補正が上がりましたが、これの財源について、どこから持ってきたのかということと、充当先はこの償還金及び還付加算金ということだと思っておりますけれども、これの具体的内容をお聞かせください。

介護保険課長（中新純史君） こちらの80ページの繰越金でございますが、こちらにつきましては先般の議会で決算を報告させていただきました繰越金を充てるものでございます。こちら

のほうにつきましては、国、県の補助金の交付が過大となっていたものを返還するものでございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第60号 令和3年度井原市水道事業会計補正予算（第1号）〉

委員（山下憲雄君） 人件費のみなんですが、5ページに総係費というものがありますけれども、これも人件費ですが、それから上の水道事業収益の中にも、この人件費というのは全てに及ぶように思うんですけれども、ここの総係費の371万5,000円も全て人件費でしょうか。

上水道課長（津組勇一郎君） 人件費を減額するものでございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第61号 令和3年度井原市病院事業会計補正予算（第2号）〉

委員（宮地俊則君） 32ページの企業債償還金の企業債繰上償還元金なんですが、本会議のほうで、その内容について説明いただいていたと思うんですが、再度説明をお願いできますでしょうか。

病院事務部長（一安直人君） 令和2年度に実施しました空調設備更新工事第1期につきまし

ては、令和2年11月5日に6,424万円で契約を行いました。施設改修の病院事業債としまして、令和3年2月9日に6,420万円の借入申込みを行っております。

空調設備更新工事につきまして、個室病室の整備更新を取りやめたことから令和3年3月22日に減額の変更契約を行いまして、契約額が5,055万6,000円となりました。病院事業債の借入申込み後に工事の契約額の変更を行ったことから借入額を変更することができず過充当となったため、繰上償還が必要となったものでございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第62号 令和3年度井原市簡易水道事業会計補正予算（第1号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第63号 令和3年度井原市下水道事業会計補正予算（第1号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（佐藤 豊君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（佐藤 豊君） 閉会に当たり、執行部で何かございましたらお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして慎重にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

一般会計補正予算におきましては、附帯決議をいただいております。今後、市としてやるべきことをしっかりやっていきたいと思っております。

なお、来週月曜日は休会で、火曜日が最終日となりますが、追加で補正予算を上程させていただくこととしておりますので、引き続き審議のほどよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

〈議長挨拶〉

委員長（佐藤 豊君） 以上で予算決算委員会を閉会いたします。本日は大変ご苦労さまでした。